

経済振興委員会報告資料

福岡市宿泊税条例の施行に向けた取組状況について
(総務財政委員会報告資料)

令和元年 12 月
経済観光文化局

福岡市宿泊税条例の施行に向けた取組状況について

1 これまでの経過

令和元年6月24日	福岡市宿泊税条例案可決
7月25日	総務大臣の同意に係る協議の申出（福岡県も同日）
7月25日	宿泊事業者へ宿泊税導入のお知らせを通知
7月～9月	関係団体等へ宿泊税の概要説明を実施 〔宿泊事業者や旅行事業者などの団体に向け計10回（延べ116名参加）実施。〕
10月～11月	宿泊事業者向けに特別徴収事務説明会の開催 〔10月23日から11月14日まで市内5か所で全10回（延べ372名参加）実施。〕
11月15日	総務大臣の同意（福岡県及び北九州市も同日）
11月19日	福岡市宿泊税条例の公布，福岡市観光振興条例及び福岡市宿泊税条例の施行期日を定める規則等の制定

2 福岡市宿泊税条例の施行日

令和2年4月1日（福岡県及び北九州市も同日）

3 宿泊者等への周知広報（令和元年12月～）

宿泊税の円滑な導入を図るため、ポスターやリーフレット等を活用し、宿泊施設や主要交通拠点、インターネット等で周知広報に取り組んでいる。

○広報ツール

- ・ポスター
 - ・リーフレット
 - ・卓上POP
 - ・ステッカー
 - ・動画 など
- ※最大11カ国語に翻訳

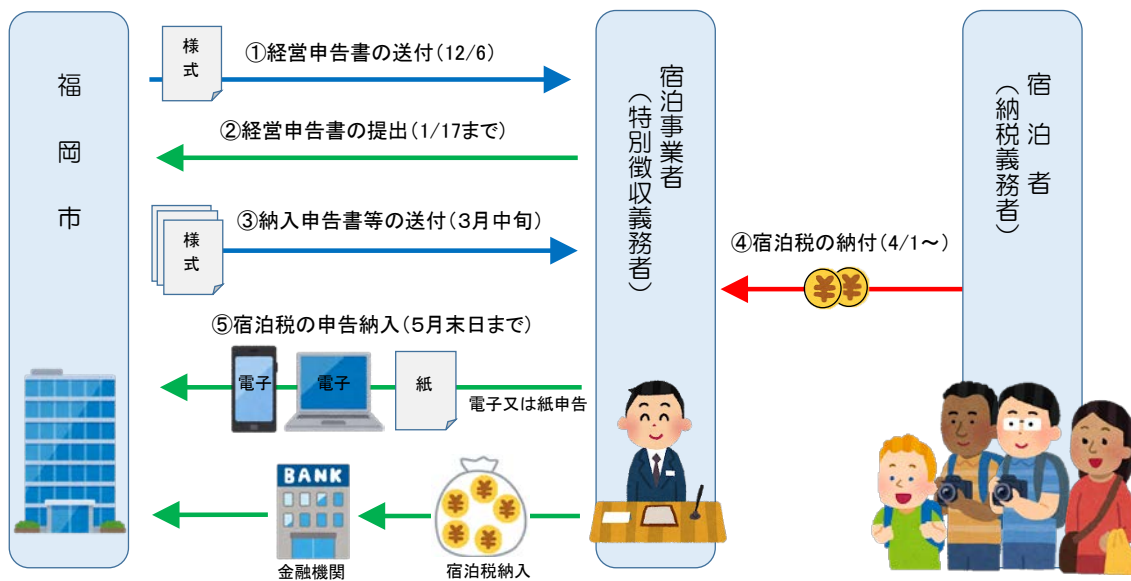
○周知展開

- ・宿泊施設や公共施設での広報
- ・交通広告（福岡空港，福岡市地下鉄，JR博多駅，西鉄天神バスターミナル，東京モノレールなど）
- ・WEB広告（SNS，海外の検索エンジンサイトなど）

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---|
| ① 令和元年12月6日 | 福岡市から宿泊事業者へ経営申告書を送付 |
| ② 令和2年1月17日まで | 経営申告書の提出 |
| ③ 3月中旬 | 福岡市から宿泊事業者へ納入申告書等を送付 |
| ④ 4月1日から | 宿泊税の徴収開始 |
| ⑤ 5月末日まで | 宿泊事業者が福岡市へ宿泊税を申告納入
(以後、原則前月分を翌月末までに申告納入) |

【事務手続きの流れ】



※宿泊事業者への報償金について、導入先行自治体の事例を参考に検討中

(参考) 周知広報のイメージ



広報ポスター



主要駅構内
デジタルサイネージ



バス車内
ビジョン

交通広告